

第2回 地方議会議員年金制度検討会

平成21年5月29日（金）

【大平幹事】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回地方議会議員年金制度検討会を開催させていただきます。

本日はご多用のところお集まりいただき、ありがとうございます。私は総務省官房企画官の大平でございます。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、前回ご欠席されていらっしゃいました横道委員をご紹介します。政策研究大学院大学教授の横道清孝先生でございます。よろしくお願いいたします。

【横道委員】 政策研究大学院大学の横道です。前回欠席しましたけれども、どうかよろしくお願いいたします。

【大平幹事】 次に、広島市議会議長の藤田博之委員でございますが、昨日付で市議会議員共済会会長から市議会議員共済会特別顧問にご就任されました。引き続き本検討会にご参加いただくということになりましたので、よろしくお願いいたします。ご紹介申し上げます。

【藤田委員】 藤田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大平幹事】 ありがとうございます。それでは引き続きまして、本日お配りしています資料の確認をお願いいたします。式次第に続きまして、委員名簿、幹事名簿、資料一覧でございますが、その後資料1「地方議会議員年金制度の現状について」、資料2「前回検討会における財政収支見通しの検証について」、資料3「財政見通しについて」、資料4「現会員と既裁定者との給付と負担の比較について」、資料5「地方議会議員年金制度を廃止した場合の課題について」となっております。いかがでございましょうか。不足等ございましたらお申し付けいただきたいと思います。

ないようでございますので、それでは、以後の議事進行は大橋座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 本日はよろしくお願いいたします。本日の議題は、議事次第にございますように5つございます。順番に議論してまいりたいと存じます。最初の議題は、「地方議会議員年金制度の現状について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【北崎幹事】 では、ご説明させていただきます。座ったままで恐縮でございます。

まず、資料1でございます。おめくりいただきまして、最初は「地方議会議員の役割について」ということで、これは大橋座長さんのほうから、前回例えば地方制度調査会などで地方議会議員についてどういうご議論があるかご紹介していただきたいということで、今回ご用意させていただいたものでございます。現在29次の地制調は審議中でございます。6月末か7月頭には答申が出る予定でございます。2ページ目に掲載させていただきましたのは、前回の28次の平成17年の答申の抜粋でございます。

ざっとごらんいただきたいと思います。まず左のほう、「議会のあり方」ということで線を引いてございますが、「議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている」とされておりまして、その下のほうをごらんいただきますと、一方で政策形成機能、監視機能の充実が必要とされていますが、「他方」というところでございますが、住民参加の取り組みなどについておくれが生じているんじゃないか、あるいは監視機能が十分に働いてはいないんじゃないかなどというご指摘もある。ただ、その一方で、いろいろな議会自身の積極的な議会改革の取り組みが行われているということが指摘されてございます。

右のほうに移っていただきまして、議会におけるさまざまな機能の充実が図られるようその見直しを検討すべき時期に来ておって、一番下のほうでございますが、「議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである」というのが28次の答申、地制調での考え方でございます。

次のページに移っていただきまして、29次、現在行っております地制調での審議項目ということで、議会の関係は下にございます「Ⅱチェック機能の充実」というところで、赤い丸で囲ってございますが、「議会制度のあり方」ということで、1つは「議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策」ということで、議決事件の拡大の検討などが審議事項として挙がってございますし、「議会制度の自由度の拡大」ということで、会期の定め方などの運用の弾力化などが検討事項としてございます。それから、議員定数につきましては、法定で現在人口規模によりまして定数の上限を決めておりますが、それを撤廃してはいかがかという議論がなされております。

そして、議員の先生の位置づけについてのご議論が、最後の「幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備」というところでございますが、例えば実費のみの弁償で無報酬

であったほうがいいんじゃないかという考え方に対して、一定の水準の議員報酬の保障がやはりこれからは必要であるというご議論。これは両論併記のような形で素案として出されております。あるいは、夜間、休日の開催でありますとか、お勤めになっていらっしゃる方々が議員として立候補しやすい休暇、休職、復職制度をどう考えるかとか、公務員の立候補についてどう考えるかというものが検討事項として挙がっているところでございます。

それから、次のページをごらんいただきますと、議員の先生方の専門化についてどのような状況になっているかという資料でございます。専門の状況ということで、一番下に出典がございますが、都道府県、市議会は平成20年の調査がございます。それから町村につきましては平成15年の調査がございまして、見ていただきますと、青色が都道府県議会、赤色が市議会、緑色が町村議会でございます。

議員専門というところをごらんいただきますと、都道府県ですと約半分の方、市議会ですと3割の方が専門であるということでございまして、町村議員につきましては、そのすぐ下に注を書かせていただいておりますが、15年の調査票には議員専門という欄がございませんでしたので、ここは数値が挙がってございません。それから、農業、林業、漁業等の1次産業ですとそういった数字になってございますし、2次産業、3次産業ではそういった分布になっているところでございます。

それから、5ページでございます。これは都道府県議会議長会の調査でございますが、意識調査ということで、1日のうち議員活動に割いていらっしゃるものが議員の先生の意識としてどれぐらいになっているかというところでございまして、一番上の表を見ていただきますと、4時間以上6時間未満と意識なさっている方が3割、6時間以上8時間未満というのが25%、8時間以上という方が27%程度となっております。

これを年代別、当選回数別に見ていただけますのがその下の帯グラフでございます。そこを見ますと、若い方のほうがご自身の意識としてはより多く時間を議員活動に割いていると意識していらっしゃる方が多いように見受けられます。

それから6ページをごらんいただきたいと思っております。これは、市議会議員共済会のご協力をいただきましてつくらせていただきましたが、例えば議員の先生方の議員活動の状況の具体的なイメージということで書かせていただいております。会議のある日というのが左側のほうでございまして、例えば会議のある日はそこがございますように、字がちょっと小さくて恐縮ですが、市議会に登庁なされた後、議運委員会へのご出席、会派の

中での会議、資料整理、会議の準備、本会議へのご出席等が1日の典型的なものであろうかと思えます。

それから、会議のない日が右のほうでございまして、これですと地域の関係者の方々との連絡や情報収集、現地の調査、説明会への出席、市役所への住民の方々の要望の伝達、講演会へのご出席、市の担当課からの説明の聴取、市民の方々からのご相談、市民の方々との会合へのご出席などが典型的な1日であろうということでございます。

次のページも共済会のご協力をいただきまして書かせていただきました。議会の先進的な事例ということで、左のほうの北海道栗山町議会では、議会への住民参加、会議情報の徹底的な公開を進めますために、インターネットでライブ中継する、あるいは議会、住民との懇談会を定期的で開催しているという改革努力をなさっている事例でございます。それから、右のほうは三重県四日市市議会におきまして、四十三名の住民の方々を市議会モニターに任命して、双方向でのいろいろなやりとりをする努力をなさっているものでございます。

次の8ページをごらんいただきますと、地方議会議員年金制度の意義なり性格なりをどのように理解するかという資料でございます。これは、前回平成18年におきまして検討会が開かれましたときに、地方議会議員年金制度の性格について以下のような整理をしたところをご紹介しますものでございます。

四角の中でございますが、最初にご存じのところが多かろうとは思いますが、昭和36年に議員立法によりまして地方議会議員互助年金法ができました。その目的は、議会の任務の重要性にかんがみ、議員、そのご遺族の方の生活の安定に資するために、互助の精神にのっとりまして、退職、公務傷病、死亡についての年金を設けようというものでございまして、まずは任意加入の互助年金として位置づけられたところでございます。

それから、次の段落に行ってくださいまして、昭和37年に地方公務員共済組合法に移行しました際に、国会議員互助年金法に準じた制度としますために強制加入の制度とさせていただきます。掛金のみで給付を賄い切れない場合に公費負担をする規定を設けておりますが、その基本的な意義なり性格については、互助年金的な位置づけを変更しなかったところでございます。

真ん中でございますが、国会議員互助年金法は33年に制定されておりますが、これは基本的に退職金としての位置づけがなされてきたものでございます。それから、公的年金制度との関係でございますが、国民年金や厚生年金などとの重複加入が可能であるという

ことを踏まえますと、強制加入ではございますが国民皆年金の一環としての公的年金制度ではないと整理されてございます。

以上を踏まえますと、地方議会議員年金は公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であるという位置づけではないかと、18年の検討会においては整理されたところでございます。

それから、次のページでございますが、議員年金と被用者年金について、実態上どうなっているか比較をさせていただいているものでございます。厚生年金との比較をさせていただいてございまして、まず平均年金額をごらんいただきますと、厚生年金は年間152万、都道府県議会は200万弱、市議会は100万程度、町村議会は70万弱というものでございますし、あるいは負担の割合のところを見ていただきますと、厚生年金は1階部分を除き2階部分でございまして、5.141%、都道府県議会ですと9%ちょっと、市議会、町村議会ですと13%台という形になってございます。

それから、受給資格の期間ということで、厚生年金は25年でございます。ただ、公的年金の制度間で加入期間が通算されますので、例えば厚生年金に8年入っていて国民年金との通算で25年間ありますれば、厚生年金は8年分支給されるということになってございますが、議員年金のほうは受給資格は12年でございますが、公的年金制度間での加入期間の通算がございませんので、12年でないと受給資格が得られないというものになってございます。

それから、10ページでございます。これは、前回松本委員のほうから被用者年金への加入状況はどうなっているかというご質問があったものに答えようとするものでございまして、都道府県議会と市議会は当選なさったとき、それから町村議会は17年8月現在でどういう加入状況であるかを示したものでございます。これをごらんいただきますと、都道府県議会の場合ですと約4割、市議会ですと24%程度、町村議会ですと2割の方が厚生年金に加入しておられる。全体で申しますと、4分の3の方は厚生年金など被用者年金には加入されていないという状態でございます。

なお、議員年金の制度といたしましては一番下にございますように、被用者年金との重複期間については4割を議員年金のほうから控除するという仕組みが設けられてございます。この4割はご本人の掛金の負担が大体6、公費の負担が大体4ということでございまして、公費の負担の部分は控除し、ご自身の掛金の負担の部分は支給しようという考え方に基づくものでございます。

それから、11ページでございます。今度は被用者年金との重複でなしに議員年金の間での重複の状況、実態がどうなっているかというものでございます。制度といたしましては、それぞれの受給資格を満たせばそれぞれの年金を受給することが可能な制度になってはございます。ただ、実態としてどうかということをそれぞれの共済会にご協力いただきまして調べたものでございます。

(1)は、2つ以上の区分の地方議会議員共済会の年金受給者でいらっしゃる方が、そこをごらんいただきますと、例えば県議会と市議会の2つで受給権者である方が321名で、合計しますと364名の方がいらっしゃいまして、0.59%という割合になってございます。

それから、(2)は議員年金の受給者でございまして、現在他の区分の地方議会議員でいらっしゃる方。これをごらんいただきますと、例えば3番目、市議会での受給権者でございしますが、現在県議会の議員の先生でいらっしゃる方が287名で、合計しますと335名の方がいらっしゃいまして、この比率が約0.54%という実態にあるものでございます。

1番目の議題についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。地方議会議員年金を議論するに当たりまして、地方議会の議員さんがどのような活動をされているのかということの前提をお話しいただいた後に、その果たすべき役割ですとか、議員さんを支える年金制度の意義について報告いただきました。また、被用者年金との重複状況等という形で、前回出ました質問についての調査の結果も説明いただきました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問とかご意見等ございましたらいただきたいと存じます。

【松本委員】 ちょっといいですか。8ページの「地方議会議員年金制度の意義（性格）について」の一番下ですけれども、「国会議員互助年金や公的年金とは異なり」の公的年金と異なるというのはよくわかるんですが、「国会議員互助年金と異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度である」というのは、特別にどういう意味があるんですか。

【北崎幹事】 恐縮でございます。「国会議員互助年金と異なり」という部分は、国会議員互助年金は退職金の位置づけであるというところで、退職金ではなしに互助年金なのだという意味で、ここは「異なり」ということを書かせていただいているものでございます。

【松本委員】 国会議員も国会議員互助年金法でしょう。

【北崎幹事】 おっしゃるとおりでございますが、ここの文意の趣旨は、真ん中あたりにございますが、国会議員互助年金は基本的には国会法に基づきます退職金としての位置づけがされているものでありますが、地方議会議員年金のほうは退職金としての位置づけがないということを言わんとしているものでございます。

【松本委員】 その前の「地方議会議員の職務の重要性等を勘案して」というところは？

【北崎幹事】 これは、国民皆年金の一環としての公的年金とは異なりということで、職務の重要性を勘案して政策的に設けられたものであるという趣旨でございます。

【松本委員】 じゃあこの部分は、国会議員とは違って地方議会議員は特に職務が重要であるという意味じゃないんですね。

【北崎幹事】 恐れ入ります。そういう趣旨の記述ではございません。誤解を招く表現となっており申しわけございません。

【松本委員】 「等」と書いてあるから、「等」に何か特別な意味を含めているんですかという。

【北崎幹事】 そうではございません。

【松本委員】 そういう意味じゃないんですね。

【北崎幹事】 はい。申しわけございません。

【大橋座長】 ただいまのところは、多分法的性格を考えていく上では非常に大事な部分だと思ひまして、政策的な制度であるからいろいろな制限等できるとかいう話とつながっていく部分だと思ひますので、互助年金のところについては退職金としてのという話で、言葉を補って書かれたほうがわかりやすいかもしれないですね。

【北崎幹事】 今回の頭の整理としては、そこら辺を明確に、記述としてわかりやすい形にさせていただければと思ひます。

【大橋座長】 あとほかにいかがでしょうか。

【原委員】 私は、平成元年から議員の職についておりまして、平成9年から議長職ですけれども、ほとんど毎日朝8時半ぐらいには必ず議会に出かける。そして、その日のスケジュールに取りかかります。小さなところであれば小さなところほどそこに住んでいる住民、村民と非常に近いですが、住民が例えば走ろう会、歩こう会とかいろいろな会をつくっているんですが、他の議員さんはほとんど毎日ということではないにいたしましても、私は議長としてこの間土曜日、日曜日はそういう取り組みでほとんど費やしますし、普通の日だってほとんど毎日がそうでしょう。

町村議員というのは、ぼんやりしているんじゃないのかな、何もやっていないんじゃないかなと言われることも一部にございます。だから、ボランティアでいいのではないかと。家でごろごろしておっても仕方ないから、年金もたくさんもらっているんだから議会議員にならなったらどうかと。また、すごく所得があるけれども仕事がない。じゃあ議員さんにならなったらどうという町村を取り巻く極めて厳しい状況で、そういう発想で果たしてその町の活性化、あるいは活力を生むことができるかなと思います。

私どもの村は3,400ぐらいです。どちらの家には何匹犬がいて、何匹猫がいるという細かいことまでわかっているんです。だから、議員の行動に対する毎日のチェックもすごいんです。もしいい車に乗っていたら、あいつは議員でよっぽど何かいいことをやっているだろうと。だから、僕は軽自動車に乗って村内をずっとまんべんなく活動して回っております。

国会議員の先生とか大きなところの議員さんは、住民からすごく離れています。選挙のときとか何かイベントがあるときは別ですけども、小さな町や村は毎日住民と密接不可分な取り組みがなされており、ボランティアでいいのではないかとかいった発言は実情を理解していないから出るのです。

たまたま私は自分が農業をやっておりますから、農業によってわずかな議員報酬です。議員報酬は平均21、2万円ではないですか。年金額だって、負担率はすごく高うございますけれども、年金としては月額6万か7万です。だから、そういうところもしっかりとらえていただきたいと思うわけです。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。今回、市民の方に向けても議員さんがどういう存在であるか明らかにしようという意味で、県議さんと市議会議員の資料は出ていたんですけども町村のほうは出ていませんので、今のご説明で補わせていただいて。

それで、あと4ページの統計で町村議会のところだけ専門の欄がないのも、どういう趣旨の調査だったか説明とかをつけておいたほうが誤解がないかなという気がいたしました。

それでは、最初の資料1についてはよろしいでしょうか。

【大野委員】 現状についていいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【大野委員】 私も専門議員でございまして、今の資料1の6ページでございしますが、私の場合もまったく同じような状況でございます。私の地元の選挙区は、秋田市の南東の

いわゆる米どころでありまして、1市1町でありますけれども、合併前は1市8町2村であった非常に広い地域でありまして、私どものふだんの議員活動としては、この広い地域の実情の把握、あるいは意見の集約ということで歩いております。

また、他の県も同様であると思いますが、秋田県の場合は地方ごとに出先機関が8局ございます。そういう8局の振興局が設置されておりますから、秋田市での議会活動のほかに、いろいろな住民との接点、要望活動とかで各地方の振興局を訪ねて行ったり来たりするという日常の活動をしております。ですから、私の場合もそうですが、この資料と比較してさらに広域的な活動をしているということでございまして、その辺の実態もご理解いただければと思っております。

以上でございます。

【松本委員】　　じゃあ、ここで言うておきますけれども、私はあえて今こういうことを言っているのは、国会議員が年金制度をやめたけれども、地方議会議員の年金制度はなお続ける必要があると言うためには、そこに何らかの国民、住民が納得できる理屈がないと、なかなか世間が納得しないと思うんです。さっき言った、国会議員は退職金相当でございましたと、しかし地方議会議員は違いますからと言ったところで、おそらくなかなか納得されないと思うんです。

結局それは何かといたら、後で出てくる財政の話。これはお金の問題ですから、判断の仕方の問題としてはっきり言えば量的な判断ですから、これがお金の話なら、判断して負担がどうなるのか調べて、それじゃあ過去期間についてだけ公費で見ればいいんだねと言われればそれでおしまいになっちゃうんです。だからそうじゃなくて、やはり地方議会の議員が国会議員と違って何らかの年金制度を必要としているという理由を言わないと、住民が納得できることにならないと思うんです。

先ほどからおっしゃってましたように、地方議会の議員さんが非常にご苦労なさっているのは非常によくわかりますが、しかし、そう言われてみれば、国会議員だって朝から夜までずっと国政のために仕事をしているんだという議論になったときに、やっぱり地方議会の議員には年金制度が必要だということが言えるだけの理屈がなければ、私は、なかなか国民、住民が納得できないと思うんです。

それをちゃんとしておかないと、この問題といたしますか、この委員会として職務を全うしたことになるんじゃないかなと僕は思っているものですから。国会議員がやめたという状況が前と違うところなんです。この状況のもとで、地方議会議員はこの年金制度が

必要なんですということを納得できる理屈を考えないといけないので、さっきから言っているんです。

議員さんたちが非常にご苦労されている、一日中やっておられるということも非常によくわかる。しかし、国会議員だってやっている、ほかの仕事をしているわけじゃないんだと言われれば、おそらく大抵の国会議員もそうでしょう。朝早くから会議に出かけたりしておられますから。

そのところを、事務局に今答えてもらわなくてもいいけれども、ちゃんと理屈をつけないと。研究会ではどうだったんですか。田村さん、その辺のところをどういう論理構成にしたのですか。

【田村幹事】 今事務局のほうで整理していただいた違いのところでの整理になっているんですけども、さっき結論のところに出たような、旧国会議員互助年金との性格のところは研究会での集約だと思います。

【松本委員】 だけど、退職金と違いますからという理屈だけでは、世間にはなかなか通らないと思う。そのところをちゃんとしないといけないような気がしますよ。

【藤田委員】 ちょっと私もいいですか。ここの中に公的年金制度との関係というのがありますが、昭和36年に議員年金ができたときには、地方議員は議員年金に入っているから、国民年金に入らなくてもいいですという法律だったんです。ですから、ずっと私は国民年金に入っていないんです。ところが、昭和60年に議員も入れとなったんです。ですから、昭和60年からは国民年金に入っているんです。

人間はどうしても老後のことがあると思うんです。ですから、公務員を勤めれば共済年金があるし、民間会社に勤めれば厚生年金があるし、商売をしている人は国民年金しかないということになるのかもしれませんが、そういう意味では、生活の糧としてお互いを扶助していくという年金制度は、非常にいい制度じゃないかと私は思うんです。

地方議員だけ何で要るのかとおっしゃったら、国会議員のようにやめればいけないかという理論もあることは間違いないです。地方議員も今やめるとすれば、みんなが掛けたものを放棄してくれればやめられると思うんです。もらっている人も放棄してくれればやめられると思うんですが。私は前回のときも話をしましたが、今計算しますと、平成20年度で年間161万円掛金を払っています。ところが、平成18年度に改正になった共済年金では、30年で打ち切りなんです。ですから、私は40年あまり議員をしておりますから、10年間は掛けるばかりでずっと来ておるんです。これは共済制度で、ともに助

け合うんですからやむを得ないんですが、今もらっている人たちが放棄しろとって放棄することはまずないと思うんです。

国会議員の年金廃止の方式でやめるのなら、地方議員もおそらく納得すると思います。国会議員と同じやり方で地方議員をやめさせてくださいと言えば、おそらく1兆4、5千億円要ると思います。今議員、議長会の中でもやめろという意見もあるんですが、やめたら今もらっている人にはだれが払うのか。我々が今40年あまり掛金を掛けていれば、おそらく2,000万ぐらい掛けているかもわかりません。それを放棄しろと言うのか。国会議員の例に従ってお返しただければ、それなりに納得するかもわかりません。ですから、進むも大変、引くも大変というのが今の状況です。

テレビの番組制作の人が私のところへインタビューに来られたんです。ところが、あの人は自分がストーリーをつくり上げているんです。ですから、いくらインタビューしても私の言うことを取り上げてくれないわけなんです。あれは国民の税金でやるんだとおっしゃるわけ。何をとんでもないことを言うんだと言ったんです。私らは標準月額に対して掛金を16%負担しているんです。16%も掛金を払う年金なんていうのは、世界一高い年金だと思うんです。厚生年金は、8%ぐらいですから、倍払っているんです。しかも30年で打ち切りですから、非常に高い年金だと思うんです。

今おっしゃるように、それを国民に説明するのは非常に難しいんですが、これが行き詰ったのは何が原因かといったら、我々市議会議員が悪いことをしたわけでも仕事を怠けたわけでも何でもないんです。私どもはずっと高い掛金を払ってきっておったんです。平成10年には、1,270億円ほど貯金を持っていたんです。しかも、そのときの掛金は11%なんです。11%で悠々としておったんです。

ところが、そのときの地方議員というのは、市議会議員がおよそ1万9,600人ですが、町村議会議員が4万人、市町村合わせておよそ6万人おったんです。6万人おって、それぞれが積立金を持っておったんですが、合併によって町村議会議員さんがどんどん市議会のほうの年金に入ってこられた。そうしたら、今まで掛けておった移換金を貰わないといけないんですが、町村議会議員も減りますから移換金を払えないんです。6万おった議員さんが、今は3万5,000人になったんです。2万5,000人ほどいなくなる。いないだけならいいんですが、それがもらうほうへ来たんです。ですから、今9万1,000人ほどいただく人がおられるんです。払う人は3万5,000人しかおりませんから、どうしたらいいかということなんです。

我々現職の議員が一つも悪いことをしたわけでもないし、忘れておったわけじゃないんですから。負担率が世界一高いと思われる掛金を払っているわけですから、それをよく理解していただいて、この問題をやっていってほしい。

【横道委員】 ちょっといいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【横道委員】 私の感じで言いますと、松本委員のご指摘は非常に重要なご指摘だとは思いますが、2つ申し上げたいのは、1つは、多分国会議員のほうは非常に特権的で、額が非常に高いという批判が結構強かったんじゃないかと思います。掛金はわずかしか掛けていないのに随分たくさん額をもらえるということで、それに比べますとこの議員年金のほうは、いまおっしゃられた負担率が相当高くて、支給額もそれほど高くない。

今後の問題は、もちろん国会議員年金が廃止されて、それとの違いはどこなんだというのはもう少し検討してみる必要があるとは思いますが、一方では、地方議員年金が特権的かということ、従来から国会議員ほどではなかったし、2回改正を行った結果、9ページの表で見ますと、現在納めている人、あるいはこれから納めようとする人から見れば、それほど特権的な制度とはもうなっていないのでないか。

問題は、ただ公的年金ではないものですから、そうすると、政策的な部分で、地方議員がこれから役割も重要だということがあり、専門が今でも結構多くて、今後かなりふえていく可能性がある中で、果たしてこのような年金制度が必要なのかと。それは、一方で国会議員との比較もありますけれども、まさにここに書いてある、普通の民間のサラリーマンとかとの比較でどうなのかという視点からの検討も必要ではないかと思っております。

【渡辺委員】 ちょっといいですか。私も、前2回ともに参加した委員の一人としてざくばらんに言っちゃうと、確かに国会議員の互助年金は退職金で性格が違うというのは、松本委員がおっしゃったようにわかりにくいし、一言で言うと、特に前回、前々回もそうだったと思うんですが、特に市議会議員、町村議会議員の場合にははっきり言って給料も安い、大変だという。県議会議員の場合はもうちょっと高かったからちょっと違った感じ。

そういった意味では、まさに今横道委員もおっしゃったように、国会議員というのは給料も高いし、しかもこんなに年金をもらっているのかみたいな特権批判ですぐに廃止されたと記憶しておりますので、議員がこんなに活動しているんだから云々というのは、わかりやすく言うと、はっきり言って世間的にはあまり通用しない。

そうすると、あとは老後保障として、もし年金がなかったらどうなのかとかいう発想で

やらないとなかなか理解を得にくいんじゃないのかなと、私は数年前の前2回の議論の中でそういった議論があったことを記憶していますし、あまり性格づけをぎりぎりやって、退職金だから違うので云々みたいな理屈でやっちゃうと、ほんとうに松本委員がおっしゃったように、世間からはあまり受け入れられないような気がします。

以上です。

【松本委員】 大変いい指摘をしていただいたのではないのでしょうか。要するに、先ほど言いましたように、今渡辺先生がおっしゃったように老後保障。はっきり言って、藤田先生がおっしゃったように、これは客観的に見て保険制度で維持していくにはどだい難しいという現状なんです。

そうしますと、保険制度を修正した形で維持していくのかどうかという議論になると思うんです。皆さん方だって、おそらく負担金をもっと上げてくれというのが本心だと思うんです。負担金を上げないで、掛金だけ上げてこれを維持できますかという議論になると、計算上はどういう計算をやってみたって、私も年金制度に長いことつき合っていますのでよくわかりますけれども、保険制度でやる以上、保険数理では与えられた与件、数値が間違っていれば確実に間違うんです。それじゃあ、間違っていない数値を与えたらどうなるかといえば、これからの地方議会議員年金の保険制度はおそらくかなり保険制度から外れてくる制度となるんじゃないかと思うんです。

そういうことを考えてみますと、なおかつ地方議会議員の年金制度を維持していくということになれば、先ほど渡辺先生もおっしゃいました、横道先生もおっしゃっていますが、そういうところをもっときちっとしておかないと、この議論は世間、世の中に通じにくいと思うんです。それを気にしているから申し上げているんです。

それから、藤田先生がおっしゃいました財政の問題は、既裁定者ないしは過去期間持っている人たちの権利を根っこからゼロにすることは、大橋先生が専門家ですけれども、はっきり言って憲法違反です。それはできません。問題は、そこから生ずるそれぞれの支分権、年金の額をどういう事情のもとでどれだけカットしても憲法に反しないかという議論になるわけですから、ゼロにすることはできません。ですから、この制度をやめたときには、過去期間の分については何らかの形で支払っていかなければならない。そのことの負担というのは、確かに公費におんぶするところがあります。

一方では、毎年これを続けることによって毎年必要な公費負担があるわけです。皆さん方の掛金もあるけれども、公費負担もありますから、その部分はやめましたら必要なくな

りますので、その差し引きだということになります。その差し引きと、それにかかります年限です。これをずっと続けていくという前提ですから、そうすると公費負担が1兆何千億というならば、相当する将来の負担を現価に直して幾ら、何年までそれを続ければ等しくなるのか、バランスがとれるのかという判断なんです。

ですから、それならどうしましょうと。最初は公費負担が多少の額となってもいいじゃないか、仕方がないじゃないですか、辛抱してもらおうと、国民にも明らかに出して、そのかわりずっと続けるんじゃないですから、続けた場合の何十年、50年なら50年の負担では等しくなるとかいうデータがこの議論になると出てくるんです。

だから、そういう議論の仕方もあるけれども、お金の件については一たん置いておいて、ここで言うほんとうに地方議会の議員さんが必要な理由。先ほどいいことをおっしゃいましたけれども、地方議会議員さんには老後保障、退職後の保障にこれが必要なんですと。それが国会議員のように、数も少ないし特定の、言ってみれば経済的には多くの人が恵まれておられるような方々とは違いますというところの理屈をきちっとしておかないと、この問題は次に進めないという感じがするんです。

だから、それは今ここで詰めるという意味じゃなくて、事務局がこれからそういうことをよく詰めていただいて、データも出して議論も進めて、それからそういうことを前提にして今後負担金はどれぐらいまで上げていいだろうとか、負担金を上げるのではとても納得できないから掛金だけでいきましょうとか、それぞれの場合、保険財政はどうかという議論をしていかなきゃいけないということを申し上げたいと思います。

【原委員】 よろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【原委員】 先週、私どもの役員会、都道府県の代議員会を開催しましたが、その中で圧倒的な意見は、なぜこのような事態に至ったのか。国策による市町村合併をあまりにも急速に推し進めてきた結果、このような事態に至っており、激変緩和措置が不十分だったのではないかと。合併をどんどん進めていけば、議員数、市町村数も減る。さればこの事態に至るということは当然わかっていることなのに、それらの対策が非常に不十分だったのではないかと指摘がありました。これがまず1点です。

そして2点目は、身をもって国策の市町村合併に協力してきた結果、報酬でみれば年1,100億円程度の節減となり、10年で1兆1,000億円の議員にかかわる財政負担の減となっています。

これらの問題をトータルして考えていただきたい。市議会、あるいは町村議会の中でももう年金なんていいというところも実際にございます。そこらあたりをトータルしてどう説明をしていけるか、その根拠はいかなるものが妥当であるかということを考えなければならない時期ではありますが、市町村合併を無理やり進めてきた結果このような事態に至っておるということをくれぐれも会長から言ってくれよという声が強かったです。

【大橋座長】 ありがとうございます。今日は、最初の議題で盛り上がっていろいろな論点が一遍に出てしまったんですけれども、先ほど藤田先生からご指摘があった、廃止した場合にどうなるかということについては、後で5番目の議題の廃止した場合の財産権保障をどのような形で収束するのかというところで出てくると思います。

今、原先生のほうから出ました問題は、今回の市町村合併とか激変緩和措置とか、その間の財政改善の中でこういう問題が出てきたという収支の問題は、後で2番目、3番目あたりで出てくる課題かと思います。

今日ご議論を聞いておまして、やはり8ページの前回まとめた検討会の性格づけでは持ちこたえられないということは十分わかりまして、しかし、ここにあることは法的な性格づけですので、これをきちっとしなきゃいけないということは十分あると思います。それをした上で、しかし国会がもうやめた後ですから、国会との関連でどうしてこちらが必要だということは、実態的なものになりますけれども、国会の場合の負担とか給付の違い等をここの性格のところに入れて、差をはっきりさせていかないといけないのかなと思いましたが、8ページの比較をもっと充実させるような形でこれから議論を少しずつ重ねていきたいと思っています。

それでは、次に議事の2番目の「前回検討会における財政収支見通しの検証について」をご説明いただきたいと思います。

【北崎幹事】 では、資料2に沿いましてご説明させていただきます。すいません、時間の関係でちょっと早口になりますが、お許しいただきたいと思います。

資料2をごらんいただきたいと思います。前回18年検討会のときと、今回三共済でやっていただきました21年研究会を比較するような形で今回の検証をさせていただきました。これで、乖離がどこで生じてきたか分析させていただいたものでございます。これは、前回渡辺委員のほうからもう少し乖離が生じたのを詳しく検討してみてもどうかというご示唆をいただいたものに対応するものでございます。

次の3ページをお開きいただきたいと思います。まず都道府県でございます。青色が支

出の見込みでございます。破線、点線が18年の検討会での推計でございます。実線が21年の三共済の研究会での数字でございます。赤色が収入でございます。これをざらんにいただきますと、青色の支出はあまり乖離がございませんが、赤色の収入につきまして乖離が生じてきておりまして、これが主な原因ではないかと思われま

す。次のページをお開きいただきますと、都道府県の年度末の会員数、一番左が16年度でございます。真ん中が18年の検討会での推計での23年度、一番右が21年研究会での23年度の推計でございます。これをざらんにいただきますと、18年の検討会では若干上がると思っておりましたものが、かえって下がっている。あるいは平均報酬も同様でございますが、上がると思っておりましたのが引き続き同額の上限の62万でございますというところで、差が出てきているものと見てとれようかと思

います。次は市町村でございまして、5ページでございます。先ほどの色とか破線は同じでございますので、省略させていただきます。青色の支出をざらんにいただきますと、共済会の財政収支上は支出はかえってプラスに振れてございますが、収入は大きくマイナスに働いてきております。収入の見込みの乖離が大きな原因かというところが見てとれようかと思

います。次のページをざらんにいただきますと、今度は年度末会員数のところ、先ほどと同じ棒グラフでございますが、濃い茶色で染めてございますものが合併団体のものでございます。それから、薄い色が合併とは関係のない団体の数字でございます。

ざらんにいただきますと、16年から23年度、真ん中の帯グラフがでございます。これは18年のときどう推計していたかということでございまして、合併団体が1万2,400ぐらいは減るのではないかと推計してございまして、合併団体以外でございまして、例えば行革だとか何だとかで1,000弱ぐらい減るのではないかと推計してございまして、共済会での23年は実態の見込みでのものでございますが、実際は合併団体が1万4,400程度減る見込みでございますし、合併団体以外は3,570ぐらい減ってくる見込みとなっております。この会員数の見込みが大きく乖離してきて

います。それから、平均報酬月額をざらんにいただきますと、18年推計のときは、市議会と町村議会の議員先生の報酬を比べます場合に、市議会は若干平均的に高い、町村議会は平均的に低うございますので、18年推計のときはそういったような形でふえるのではないかと思っておりましたが、21年推計でございましてそんなにふえなかった。これは、報酬の低い町村の議員の構成比が下がってまいりますので、少し上がっている形になって

が、平均としては見込んだものほどではなかった。これが原因なのではないかと思われる。

7ページでございます。合併によりまして市町村の数、あるいは会員数がどうなってきたか。真ん中は会員数でございますが、合併前は平成10年度、合併後は平成19年度としますと、ごらんいただけますように6万人から3万6,000人に議員の数が減ってきてございます。そして、議員報酬手当の一番下の差のところをごらんいただきますと1,100億程度。これは、毎年度1,100億程度少なくなってきておりますので、1つは議員の方の掛金のルートでこれの影響が共济会の財政上出てまいります。もう一つは、これをベースに市町村なり地方団体の負担金が計算されますので、負担金のルートでもマイナスの影響が出てきておるところが今回の財政状況ということでご説明させていただいたところでございます。

以上でございます。ちょっと早口で申しわけございません。

【大橋座長】 ありがとうございます。前回の検討会で行った財政収支見通しが、最近の研究会で示された推計とどうも違ってきているということにつきまして説明いただきまして、原因としては予想を上回る市町村合併や行革の影響があるということですか、市町村合併や行革に伴って地方公共団体の財政負担が軽減された一方で、共济会の財政状況が悪化してきているという関係についてどう考えるかという問題提起がありました。これは、先ほど原委員のほうから出た問題についての資料を具体的に出していただいたということだと思います。

この点につきまして、何かご質問とかご意見はございますか。これは、具体的なデータを出していただいたということですので、前回よりも大変詳しく出していただいたかと思えます。

【松本委員】 こんなデータは出ますか。仮に合併がなくて、市町村の議会議員数が同じだったら年金財政はどうなっているかという仮の数字とか。

【北崎幹事】 松本委員がおっしゃいますのは、要は合併がないと…。

【松本委員】 合併がないというか、合併があるかないかという議論じゃなくして、会員数の減少がゼロだった場合。

【北崎幹事】 会員数は6万人です。

【松本委員】 増減なしだった場合。

【北崎幹事】 だった場合にどうなるか。

【松本委員】　　というのは、都道府県の場合はほとんど変わってないですよ、そうですね。これは別に市町村合併の影響があるわけじゃないですから。だけど、やっぱり都道府県もやっていけない。そうですね。ですから、確かに合併の影響があつて会員数が減ったことが大きいことは間違いなんだけれども、それがなかったとしてどの程度の状況になっているのか。それを一遍計算してみて出せますか。

【北崎幹事】　　一定の条件、何がしかの仮定を考えないといけないとは思いますが。

【松本委員】　　もともと、市町村の場合人口が減っているから、変わらないというのもおかしいんです。その分は落とすでもいいけれども。

【北崎幹事】　　可能であると思います。今現在持っておりませんので、お時間をいただかないといけませんけれども。

【松本委員】　　合併で議員数が減った分は、別途とれますよね。合併前の議員数から合併後の議員数を引けばいいんだから。各個別を積み上げれば出ますから。

【北崎幹事】　　どこかしら一定の仮定を置かないといけないかもしれませんけれども、それなりの数字。

【松本委員】　　仮定を置いていい。ざっくりになっちゃうけれども、それはしょうがないね。

【北崎幹事】　　仮定を置く際にも合理的な仮定を置いた上でなら、ちょっとお時間をいただくとおもいますがやってみたいと思います。ありがとうございます。

【松本委員】　　僕は、合併も大きいことは間違いはないけれども、それだけじゃなくして、やっぱり議員年金制度そのものが保険制度としては無理になっているということがあるんじゃないかと思うんです。都道府県の場合でも同じようにやっていけなくなっちゃっているんだから、そのことはちゃんと押さえておかないといけない。

【北崎幹事】　　次回までぐらいには、いろいろ工夫して整えたいと思います。

【田村幹事】　　ちなみに、合併で選挙区を見直しているものですから、その関係で都道府県の議員も平成19年度には、90人減になっています。減っていないわけではなくて、選挙区を見直しますので、影響がないというわけではないということです。

【大橋座長】　　資料としては、市町村のほうを中心に新しくつくっていただいて。そうしますと、さらに合併による影響ということの新たな資料が出るとお思いますので、毎年1,100億という数字と、先ほど原先生が言われたみたいに、激変緩和措置でどれぐらいのお金が入っているというものを比較するような表があってもわかりやすいかなと思いまし

て、そういう多角的な資料を用意していただければと思います。

【北崎幹事】 事実関係がわかりやすくご説明できるような資料を、頭をいろいろめぐらせてつくらせていただきたいと思います。

【大橋座長】 じゃあ、次の財政見通しのほうをお願いします。

【北崎幹事】 引き続き早口で申しわけございません。資料3「財政見通しについて」と、次の資料4を続けてご説明させていただければと思います。

「財政見通しについて」でございます。まず2ページ目でございます。今回私どもの検討会で財政見通しをさせていただきます際の、前提条件の考え方についてのご説明でございます。基本的には、21年度から23年度につきましては、三共済会の実態調査に基づく見込みを採用させていただければと思っております。また、平成24年度以降は、市町村合併以外による見込みについては、過去の実績などを踏まえて設定させていただければと思っております。あと、合併については、当面現段階で判明している合併を見込むこととさせていただければと考えているところでございます。

細かくは、字が小さくて申しわけございません。早口でご説明させていただきます。まず対象の期間は、前回同様20年ぐらいを考えさせていただきたいと思っております。会員数につきましては、都道府県につきましては過去を見ますと合併期は90人ぐらい減っておりますが、それ以外のときでも4年に1回33人ぐらいずつ減ってございますので、それをかたく見込ませていただければと思っております。

それから、市町村につきましては、共済会の調査に基づく会員数を23年度までは見込み、24年度以降は11年度から16年度までの減少ベースが近いものですから、そのときの5年間のものにさせていただければと思っております。それから、町村も同様でございます。

それから、報酬改定率でございます。前はそこがございますような1%、あるいは1.5%の伸びを考えてございましたが、今回はかたく、都道府県は62万の上限は変わらない、市町村につきましても、合併の影響を除きましたものの平均的な減少率をそこがございますような数字で見込ませていただければというものでございます。

それから、運用利回りにつきましては、最近の実績を勘案させていただきます。利回りが低いのは、とりわけ市町村につきましては積立金が枯渇しておりますので、収入が入ってきたらそのまま出して運用するものが必ずしもないということで、低い運用利回りがかたく見込んでおるところでございます。

4ページをごらんいただきますと、これは都道府県の会員数の見込みで、先ほどご説明しましたように、平成19年度は90人合併にあおられて減ってございますが、それ以前でも4年に1回33名ずつぐらい減ってございますので、これを見込ませていただくもの。

それから、次の市町村、5ページでございますが、これは先ほどご説明しましたとおり21、22、23は実態を踏まえての数字にさせていただきますが、この数字が平成16、17、18の減り方以前の減り方に傾向として大変近いものがございますので、この傾向に戻ることと仮定させていただければと思っているものでございます。

それから、次の6ページは平均報酬月額の見込みでございます。先ほど申し上げましたように、合併の移行に伴う報酬の引き上げの影響を除いたものの平均的な減少を見込ませていただければと思います。

以上の前提条件に基づきまして計算申し上げますと、7ページ、まず都道府県の右から2番目の年度末積立金のところをごらんいただきますと、平成33年のところで積立金が枯渇していくという見通しになります。それから、8ページの市町村は、同じ年度末積立金のところをごらんいただきますと、平成23年度には積立金が枯渇していくという形になってございます。

次は、前回渡辺委員のほうから将来的な成熟度はどういう感じになるのだということで、今申し上げましたような前提条件を置きます将来見通しでやらせていただきますと、9ページは都道府県のものでございます。これをごらんいただきますと、平成26、7年ころピークを迎えまして、しばらく横ばいを続け、平成37年以降は少しずつ下がっていくような形でございます。

それから、次の10ページが市町村でございます。ここをごらんいただきますと、合併がありましたところで、まさに支えているほうが減りましたので成熟度がぐっと一気に上がりましたが、今回の見通しによりますと23年から27年ぐらいをピークに、その後成熟度は下がっていくという見通しでございます。下がりましても、43年ぐらいで200%という高い数字ではございますが、成熟度はどんどん下がっていくという形でございます。

11ページでございます。財政見通しに基づく財政累計イメージを、平成23年度から平成34年度までの約20年間を都道府県の場合やりましたところ、左側が収入の20年間の総額、右側が支出の総額でございます。ごらんいただきますと、不足額というところがございます。おおむね20年間で不足額が49億ぐらい出てまいります。ただ、一番下に注書きのような形で書かせていただいておりますが、毎年回していくためには積立度合

2程度が必要なのかなということを考えますと、不足額49億プラスアルファ分の収支改善のための方策が必要となるということでございます。

次の12ページは都道府県の場合でございます。先ほどの49億円プラスアルファの収支改善のために、仮に給付の引き下げ、あるいは掛金の引き上げによる対応を機械的に計算しました場合どうかということございまして、給付の財産権の憲法上の問題なんかは全く抜きにしまして、仮にそう置かせていただきました場合はどうかということでございます。

3番目をごらんいただきますと、既裁定、あるいは現在の会員の方も一切合財退職金・遺族年金を一律10%カットするような感じでございまして、掛金は0.5%分のアップ、それから、給付を一律5%カットしますと2%分のアップ、あるいは給付の見直しをしないならば、掛金は3.5%分程度のアップが必要となるという機械的な試算。大体こういうボリューム感であるということをご理解いただくためにつくらせていただいたものでございます。

次の13ページが市町村でございまして、表のつくり方は県のものと同じでございます。ごらんいただきますと、おおむね20年間の不足額といたしまして2,763億程度が見込まれてございまして、先ほどのプラスアルファというところは毎年円滑に動くためのものでございますが、2,760億プラスアルファの改善のための方策が必要となってまいります。

14ページをごらんいただきますと、都道府県と全く同様ですが、仮に市町村で給付の引き下げと掛金の引き上げにより対応した場合はどうかという機械的なものでございまして、憲法上の問題も全く関係なしに単純に一律3割給付をカットした場合は、掛金の引き上げなしで対応できる規模、それから、仮に一律20%カットした場合は、掛金の引き上げは4%必要となる。3番目でございますが、10%カットした場合は8%、5%カットした場合は掛金で10%、あるいは給付を触らなければ掛金の引き上げは12%という規模のものであることをお示ししたいと思っております。

それから、立て続けに資料4もご説明させていただきたいと思っております。資料4の2ページ目をお願い申し上げます。これは、現職の議員と議員のOBの方々、既裁定者の方々で平成14年改正、平成18年改正を踏まえまして、給付と負担についての格差が拡大している現状をどう考えるべきかということでの資料でございまして、まず都道府県でございます。

上が掛金率・特別掛金率でございまして、横の軸は年月、いつかということでございます。これをごらんいただきますと、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、62年以前は率にしまして100分の10程度のご負担をいただいておりますのが、見直しによりまして負担のほうはそこにごございますように上がってきておる状態でございます。

一方下の給付のほうでございます。最初、制度発足当時は150分の50でございましたので、それとの比較でご説明申し上げますと、ずっと前の方、したがってもうOBになっていらっしゃる方では、前回既裁定を10%カットしましたので、150分の50から言うと10%のカットの給付になってございますが、一番現在に近いほうをごらんいただきますと、100分の50からは3割ぐらいのカットになってきておる状態でございます。

これを次のページの市町村でごらんいただきますと、都道府県と同じつくりでございます。給付のほうは都道府県と同様ですので説明は省略させていただきますが、上の負担のほうをごらんいただきますと、57年以前などは100分の10でございましたのが、黒い実線が市議会、赤い実線が町村議会でございますが、ごらんいただきますような形での負担の増が年を追うにつれてなされてきておる状態でございます。

次の4ページでございます。既裁定の方の受給権と憲法の問題についての論点のご説明でございます。既裁定の方の受給権は憲法上の財産権に当たりますので、その制限についての整理を検討する必要があるということで、53年の農地法関係でございますが、財産権についての最高裁の判決がございました。その中で3つの要素、財産権の性質、その内容を変更する程度、あるいは変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案して、憲法上許されるかどうかの判断をしなければならないということで、5ページでございます。

それで、18年の検討会におきまして、憲法との関係についての考え方を整理したもののご説明でございます。四角の中をご説明させていただきますが、先ほどご説明しました財産権の性質としましては、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた制度であって、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりではなく、政策的な性格を有する年金であるという財産権としての性質がある。

2番目の「財産権の内容を変更する程度」ということで、18年の検討会におきましては、仮に給付を1割引き下げるとしても、世帯主が65歳以上の世帯の平均所得の約1.6～4.9%程度であるので、一般的には既裁定者の生活に与える影響は大きくないものと考えます。

それから、3番目の「財産権の内容を変更することによって保護される公益」ということで、既裁定の方に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引き上げ、あるいは現役世代と受給者世代との間で給付と負担に関する著しい不公平が発生すること、公費負担が増大することを防ぎ、また、制度の破綻によって受給者が意味を失うことを回避することができるので、結果として既裁定の方の権利を保護することにもつながる。

したがって、以上3点を検討しますと、現役会員の方の負担をさらに引き上げたり、現役会員の方の給付をさらに引き下げることなどとり得る対応策を十分とった上で、既裁定の方の給付を引き下げることが憲法上も許されるのではないかという考え方の整理を前回18年の検討会でしたものでございます。これをどう考えるかということかと思えます。

最後でございますが6ページ。既裁定者の方に対する給付の引き下げの過去の事例でございます。一番上がJRでございます。これは、ごらんいただきますと最大で7%引き下げてございます。農業者年金が平均で9.8%引き下げてございます。それから、国会議員互助年金は後ほど詳しくご説明しますが、最大で1割のカットをしてございます。一番下は、まだ法律案として提出しているだけで成立はしてございませんが、被用者年金一元化法の中で追加費用の額の10%減額を上限とし、ただ、配慮措置を講ずるという事例でございます。

私からの説明は以上でございます。早口で恐縮でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいま財政の見通しにつきまして、一定の条件を置いた上でということですが、お話を伺いますと、財源不足が出てくる。その財源不足の収支改善を行うために、例えば給付を引き下げて掛金の引き上げによって対応すると、どういうことが考えられるのかという算定結果を出して説明いただきました。

また、現役会員と既裁定者とのところにつきましては、その両者の間で現在では給付及び負担の両面で格差が拡大しているということがはっきりしておりまして、それを改善するために、例えば既裁定者の受給権を制限する場合には、憲法問題といいますか財産権との関連の問題が出ておりますので、それをどう考えるかということで、最高裁の判決とほかのところでの対応、その場合の条件について説明いただきました。

ただいまのところにつきまして、何かご意見とかご質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【大野委員】 今の財政見通しについてでございますが、今回の検討会に先立ちまして、

各都道府県の議長さんへ意見照会をしております。制度維持のためにはある程度の給付の削減、あるいは会員負担の増加はやむを得ないと思いますけれども、一種の判断の材料といたしましてももう少しわかりやすい形、例えば収支見通しのシミュレーション、具体的な数値を示していただくことも大変大事じゃないかなと思います。

それから、前回、前々回と同じような見直しを連続して行ったわけですが、制度に対する信頼感が低下しているという意見が多くございました。ですから、持続可能な制度であるということへの信頼感についても、もう少し議論をしていく必要があるのではないかなと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。先ほどお話がありましたように、いろいろな課題を克服してこの制度を維持していく場合に、どういうことが必要なのかということシミュレーションするとこういうことになるということなので、維持するとしてもこれだけの困難が立ちだかっているということで、大野委員からお話ございましたように、前回の改革がわりと直前というか、それほど時間がたっていないものですから、またここでやるということになると、今度はほんとうにある意味長期的に維持可能な仕組みにならないということがあると思います。その問題もあるのと、あと、先ほどの財産権との問題でいきますと、一回前回切ってまた今回切るといった問題も新しく今回出てきているのかなと思いますので、そこも含めてこれから検討していく必要があるかと存じます。

あとほかにはいかがでしょうか。

【藤田委員】 今受給者と会員を足したり引いたりするような論議も必要なのかもしれませんが、もともと合併によって生じた会員の大きな移動があったわけですから、これによって、共済会の運営が著しく障害を起こしたわけですから、合併特例法の中には国は共済会の運営については適切な措置を講じるとなっているんです。しかし、今国がどういう適切な措置を講じるのかという話の一つもないんです。我々会員が拠出する掛金を増やしたり、給付を減らしたりするだけの論議はとんでもない話だと思うんです。

ついこの間定期総会がありました。ほんとうに真剣です。年金受給者も、私がさっき申し上げましたように、国民年金も何もない、この年金だけで生活している人もたくさんいるわけです。議員といえども老後があるわけですから、そういう中で改正といっちは受給を減らされたら、改正でも何でもないと。改悪ですよ。改正という名のもとに、掛金を上げて給付金を下げるといっただけをずっと繰り返してきたんです。こういうことについては、もう限界に来ているんです。

想像もつかないような非常に厳しい意見も出るので、法律にある国の措置についても、こういうものを今国は考えているというのを出してもらいたいです。国はどうやってくれるのかというのをまず聞きたいんです。

【大橋座長】 今回のこの資料は、拝見していますと解釈を事務局のほうでつけないで、生のものをわりと素朴にそのまま出して、いろいろご議論いただくというたたき台だと思います。今回出たのも、そういう意味での支援なしにほんとうに互助で給付と支出だけをもってやるということで、だから多分機械的という表現がついているんだと思うんです。けれども、機械的にやってみたらどうなるかという、これだけ非常にドラスティックな数字が出てくるということを前提にして、これを見ながら議論するということだと理解しております。

【原委員】 厳しい財政状況の中での立て直しですから、私どもも自助努力は惜しまない決意ではありますが、収入の部分については、現会員の月額掛金率の引き上げというのは限界に来ているのではないかなと思います。特別掛金率を月額の掛金とまず同率にすること、すなわち他の年金制度と同様の総報酬制の掛金制度にすることにより、月額掛金の引き上げの抑制にもつながるのではないかなと。期末手当の支給が異なることによる負担の不公平感もなくなると思います。また、特別掛金と同率の特別負担金の制度化もあわせて検討をお願いしたいということです。

特に、くどいようでございますけれども、国策によりまして市町村合併をすることによって、何か市町村がよくなるという夢をばらまきながら、現実にはこのような事態に至っておるということで、合併以前、合併が全くない状況のときのシミュレーションはどうかというご意見も先ほど出されておりますから、そこも十分に踏まえていただきたい。市町村数、あるいは議員数の激減によりこれらの問題が生じておるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

以上です。

【高田幹事】 よろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【高田幹事】 ただいまの会長の発言で期末手当の話がありましたので、私のほうから補足させていただきたいと思います。

これについては町村特有のものかもしれませんが、昨年7月の調査では、期末手当を支給していないところが6月の支給では16団体、12月の支給では6団体ありまし

た。それから、それぞれの支給率にもかなり差異が出ております。一定の率で支給している状況ではないというのが実態であります。また、期末手当の場合は加算措置がされていきますけれども、加算措置を最高25%加算するところもある一方、全くそれをしていない団体もかなり出ているということで、現実には期末手当をもらう額がかなり異なる実態でございます。通常それは特別報酬ということで掛金に反映されるのですが、実際に給付には反映されないという面の不公平感があることを申し上げたいと思っております。

【大橋座長】 あとほかにかがででしょうか。それでは、今は維持していく場合の一つのシミュレーションのお話だったわけですが、今度は最後の議題といたしまして、現行の年金制度を廃止した場合にどういう問題が出てくるのかということについてご説明いただきたいと思えます。

【北崎幹事】 では、資料5でございます。まずお聞きいただきたいと思えます。2ページは、地方議会議員年金と廃止されました国会議員年金との比較をさせていただいたものでございます。

まず、基本的な考え方といたしましては、地方議会議員年金は互助年金、国会議員年金のほうは基本的な性格として退職金である。運営方式でも、地方議会議員年金は社会保険方式、会員の掛金によるものが原則のものでありますのに対し、国会議員年金のほうは国費による運営、恩給方式でございます。

それから、公費負担率をごらんいただきますと、都道府県で約42%、市町村で約40%、ただ、合併の激変緩和を入れますと47%になりますが、国会議員のほうは70%程度が公費でございました。それから、公的年金との重複調整は、地方議会議員のほうはそういう制度がございますが、国会議員のほうはございませんでした。

それから今度は実態でございますが、平均年金額はご説明しましたように地方議会のほうは100万弱、95万でございますが、国会議員のほうは、平成17年度の決算でございますが、443万円程度であったということでございます。それから年金算定式。今現在の本則は地方議会のほうは12年で受給期間がございますが、150分の35プラス12年を超える期間ごとに150分の0.7を加える算定式でございますが、国会議員年金のほうは受給年が10年でございます。150分の50プラス10年を超えるものを1年につき150分の1を足す算定式でございました。

掛金率といたしましては、今現在の本則は都道府県100分の13、市町村100分の16でございますが、国会議員の場合ですと国庫納付金という形で10%納付していただ

いて、それから期末手当にかかりますものは、現在都道府県が100分の2、市町村が100分の7.5でございますが、国会議員の場合ですと100分の0.5を国庫納付金としていただいていたものでございます。

次のページが、国会議員互助年金を廃止する法律の内容でございまして、18年3月末で廃止しておるわけでございますが、現職の議員の方は4月以降納付金を納付しませんが、在職10年以上で受給権のある方は、一番上にございますように選択できるということでございまして、今までご自身が納められた納付金の総額の8割を退職時に給付するか、退職後18年3月時点における年金額を15%削減した年金を受給するかを選択を認めているものでございます。10年未満の方は、ご自身の納付金の8割を退職時に給付する。

それから、OBの方でございます。もちろん若年停止の方もいますが、既に受給なさっていらっしゃる方は、年金の支給継続をごらんいただけますように、平成6年12月以後の方については、年金額は10%削減してございます。それから、昭和56年3月以前というのが一番下でございますが、この方は給付額を削減しない。その間については、4%、7%、8%の額での削減という形になってございます。

それから一番下、遺族の方につきましては、引き続き全額支給するという形になってございます。

次の4ページでございます。地方議会議員年金を廃止する場合の課題ということで、1つは給付の取り扱いについてどう考えるかということでございまして、廃止します場合にこれまで拠出してきた掛金の相当額は返還する必要があるのではないか。その場合の額はどの程度がいいのか。あるいは、既に受給されている既裁定者については、憲法上の財産権の侵害の問題がございまして、一定の年金額の支給が必要ではないか。その場合の額はどの程度なのかという給付の面での課題がございまして。

もう一つは、給付に要する費用をどう取り扱うかという課題がございまして、国会議員年金の場合ですと、先ほど説明しました恩給方式のために、納付金による収入がなくなりましたも国費で給付が行われますが、地方議会議員年金では掛金による収入で回すのが原則でございますので、これがなくなった場合は想定しておりませんで、給付に要する費用の負担についてどう考えるのか、これはだれが負担していくのかという課題がまずございます。例えば公費で行うとした場合でも、大幅に増大する公費負担への理解が果たして得られるのかどうか、また、公費で行うにしましても、どの地方公共団体が負担していくのかという課題が解決していかなければならない課題でございまして。

最後の5ページは、三共済会の研究会で行っていただきましたものをここに持ってきたものでございます。「地方議会議員年金制度を廃止した場合の財政負担の試算」ということで、一番下にちょっと小さい字で試算の前提条件がございます。

ご説明しますと、22年末をもって制度を廃止しますとか、現役の方については受給権があります方は年金として引き続き受給すること、あるいは一時金として返していただくことを選べますとか、既裁定の方は引き続きお亡くなりになられるまで給付しますといった、一定の試算の前提条件を置いた場合にシミュレーションをさせていただきますと、22年末現価で全員の方が一時金をいただくという形になりますと、1兆1,275億円程度が財政負担額として必要なものでございますし、また、受給権者の方が年金の給付のほうを選びまして、一時金給付しかできない方は一時金の給付をしました場合には、1兆3,438億円程度の負担が生じてまいりますというシミュレーション、試算の紹介でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。今日冒頭で藤田委員のほうからございましたように、掛金が高くて年金としても大変だからということで、もしこの制度を廃止する場合には、ご懸念があったような形での放棄ということではなくて、一時金かその後の年金という形で、制度が徐々に収束に向かう場合であっても財産権保障はされるということなんです。けれども、そういうことを例えば地方議会で同じようにやるとした場合に、問題としてはその場合の給付はどういう形で現役の人とOBの方にやっていくのかということと、その資金をどこから持ってくるのかという難しい問題があってということで、今、国会の例を挙げて一つの試算をしていただいたということでございます。

廃止の場合の課題につきまして、何かご意見なりご質問。どうぞ。

【大野委員】 先ほども申し上げましたが、各都道府県の議長さんに意見照会をした結果では、何らかの見直しをした上で制度の存続をすべきという意見が大半でありました。しかし、中には異なった意見もありまして、茨城県議会では、昨年6月に年金制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うようにとの意見書を可決しております。

今回の意見照会に際しても、茨城県議会から、見直し、廃止する場合の検討方法として、都道府県議会議員共済会と市町村議会議員共済会をそれぞれ切り離して検討する必要があるということ、それから、都道府県議会議員共済会を先行して廃止する検討の必要性を挙げておりまして、また、廃止する場合の検討方法としては、年金給付と一時金給付を併用

することの是非についての検討、年金給付が存続される場合の公費負担額については、各都道府県の受給者数等を勘案した地方財政措置が必要であるという意見がありましたので、ここでご紹介しておきたいと思います。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。廃止する団体の範囲というか、共済会ごとに廃止を考えるとということは今日の事務局の説明の中にございませんでしたので、それも含めてお願いいたします。

あとほかにかがででしょうか。

【渡辺委員】 今の大野委員の説明で、都道府県のをもし廃止とした場合には、市町村と切り離してとおっしゃいましたね。

【大野委員】 はい。

【渡辺委員】 それはどういう意味。

【大野委員】 都道府県議会議員のボリュームと市町村のボリュームは非常に開きがございますよね。そういうことも勘案しながら総体的に考えた場合は、そういうふう切り離したほうがいいだろうという意見だと思います。

【渡辺委員】 その辺は、都道府県と市町村の話し合いなんていうのは普段なさっていらっしゃるんですか。

【藤田委員】 ご承知のように、都道府県というのは明治改元以来一回も合併したことがありませんから。我々は明治から合併をずっとやってきておるんです。ですから、そういう意味じゃ全然スタートラインが違いますし、年金廃止でおそらく地方議員がみんな想定しているのは、国会議員の例によるということだと思います。国会議員さんの例によって廃止しようということになれば、いろいろな意見があってもおさまるような気がします。

【渡辺委員】 町村もそういうことですか。

【藤田委員】 やめろという意見もかなりあるんですが、半分もありません。この制度を生かす方法はないですかというのが大半であると思います。

【渡辺委員】 年代によっても違うでしょうね。若い議員は。

【藤田委員】 当選回数の若い議員さん、年齢の若い議員さんは、将来年金がなくなるかもわからないと。そうしたら、今のうちにできればやめてくれというのがあるんです。決議案をつくるときにもいろいろな意見があって、最終的には決議案をつくって年金を維持しようというのが多数を占めたわけですが、一方でそういう意見もありました。ただ、

廃止を主張する人は、いろいろ聞いてみると国会議員さんの例によるという。

【大橋座長】 ほかにいかがですか。どうぞ。

【原委員】 このたびの市町村の合併によりまして一番痛めつけられ、傷ついたのは町や村なんです。だから、この国に町や村がほんとうになくなったときに、どうなるかというのをイメージしている方はあまりいないと思うんです。これほど痛めつけられた町や村に対してどのような方策を講じるかということも。市町村合併によりましてほんとうに傷ついて、痛めつけられているんです。

規制緩和といったらほんとうに耳ざわりがよろしゅうございますけれども、農山漁村の住民と高齢者と低所得者はおきざりということですよ。離島がしっかり頑張っていることによって、我が国固有の領土や領海がしっかり守られておるとか、過疎の町や村が頑張っておることによって、国土の保全とか災害に強い国となっているとか、水とか電力とかトータルして考えて欲しい。田舎というのはお金がかかります。だから、私は経済効率だけで物事を考えるべきではないということを重ねて強くお願いしておきます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。廃止についていかがですか。どうぞ。

【横道委員】 私はどちらかというと合併を進めてきたほうの立場の者なんですけど、それでもおっしゃられるように、廃止するかどうか、負担と給付の水準をどうするかという前に合併の影響がどのぐらいで、それをどうするか。前回それなりの処置をしたつもりなんですけれども、結果的には私も前回の措置が現在から見ると十分だったとは思いませんので、そこら辺の合併の影響をどう考えるかを、先ほど松本委員から事務局に資料を出していただきたいという話もありましたが、それを見た上でないと、廃止するかというのはこれだけの論だけではなかなか。それに合併の影響を勘案した上で、さらにどう考えるかということになるのではないかと考えております。

【藤田委員】 ちょっといいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【藤田委員】 合併して議員さんが退職されるとどうということが起こるかといったら、通常の場合はある程度高年齢になられて退職されるんです。ところが、合併の場合は定数が少ない選挙になるものですから、若い方も引退されることがあるんです。

若い人もたくさん引退されたわけですから、2万5,000人の中には年配の人だけじゃないんです。若年停止の方もおいでになりましょうし、一時金になった方もおりましょ

し、そこらが普通の場合とは全然違う形で今受給者がふえているということになっておるんです。若い方も受給者になっておるから、受給する年数が長くなるということになるんじゃないかと思うんですが。

【松本委員】 今のことは非常に重要なので、単に議員数だけの問題じゃなくして、合併によって受給期間が長くなっている部分があるわけです。だから、これはなかなか難しいけれども、考慮はしなきゃいかんから、やり方としては抽出して調査する。これは悉皆調査は難しい。だから、どこでどの程度受給期間が長くなっているかとして、それを全体に及ぼすようにしてやる方法しかないのかなという気はするけれども、悉皆でできないことはないけれども、悉皆では大変時間がかかる。

【大橋座長】 この点も検討いただいて。ちょっと難しいかもしれない。

【北崎幹事】 今のところはなかなか難しいかもしれません。

【松本委員】 逆もあるんです。要するに、12年たたないうちに合併でやめちゃって、失権してしまっているという例もあるから、それは年金負担としては今度軽減になっているわけです。だから、難しいところがある。

【北崎幹事】 そうですね。どれだけの作業量かとかいろいろなことを考えながら。ここはちょっと預らせていただければと。前の試算は、必ず何らかの合理的な方法を考えて出させていたいただきたいとは思いますが、これはもしかしたらあれかもしれません。ちょっと考えさせてください。

【大橋座長】 もちろん廃止というの、先ほど横道先生が言われたような検討をした上で、廃止した場合どういう問題があるかということで、確かに国の場合と比べてさらにいろいろ制度設計が難しいと思うのは、国の場合には掛金ではなくて国費でそのまま入ったということなんですけれども、今回はやめたときに掛金がなくなったという状況のもとで、やめていく場合にもコストが要るわけで、それをどこが負担するのかというときに、先ほど言われたように共済会が違っていたり、地方公共団体がそれぞれ別々にあったりという中で、どういう単位をとってこれを支えていくのかという負担者の問題にいろいろなバリエーションが考えられる分だけ難しい問題があるのかなというのが、多分今日お示しになりたかった点の一つかなと存じます。

あとほかによろしいでしょうか。それでは、ないようでしたら議題5はこれで終わります。資料にかかわりがなくても結構ですので、ほかにも全般的な事項で何かご意見とかございましたら、最後に伺いたいと存じます。よろしいでしょうか。今日は思いのたけはす

べて語っていただいたということで。

【原委員】 昔は、大きな者、強い者が小さな者、弱い者をどうするかという気持ちを強く持っておりましたけれども、今は大きな者、強い者が自分のことを考えるのが精いっぱいという寂しい世の中になりつつあります。小さなところだっけきらりと光って生きていける日本の社会になったらいいと思います。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、これをもちまして第2回の検討会を終了させていただきまして、次回開催につきまして事務局のほうから。

【北崎幹事】 次回開催時期につきましては、改めて日程の照会をさせていただきたいと思えます。1回目、2回目もほんとうにお忙しい先生方にいろいろご無理を言って申しわけございませんが、また特段のご協力をぜひお願いしたいと思っております。

【藤田委員】 おおよそ7月ですか。

【北崎幹事】 と考えてはございますが、いろいろなものも考えながらまたご照会させていただきたいと思えます。ご無理を言いますが、ぜひご協力のほどよろしく願い申し上げます。

【大橋座長】 それでは、本日はこれで閉会いたします。熱心なご議論どうもありがとうございました。